

教えて！

突然業者が訪問し、配置薬を置かせて欲しいと言われ、強引に置いて帰ってしまいました。必要がないので返したいのですが、どうすればよいでしょうか。

お答えします

配置薬とは、業者が薬を家庭に預けて定期的に訪問し、使った分の薬代を受け取り、薬を補充して帰るという販売システムです。「消費者が断ったにもかかわらず勝手に置いていった」「箱を無くしてしまい、全額の請求を受けた」という事例があります。

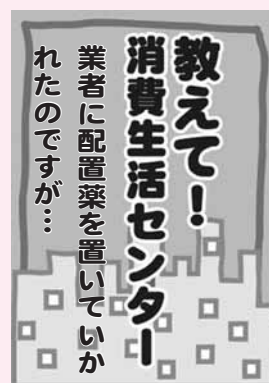
訪問販売のような形式ですが、医薬品は特定商取引法の指定商品ではないため、クーリングオフはできません。配置薬を契約した場合は、消費者にその薬の保管義務が生じますが、使用しなければ代金を支払う義務はありません。

相談者には、薬が不要であると業者に引取りを求めるよう助言しました。その結果、業者は薬を引き取りました。

◆◆トラブルに遭わないためには◆◆

- 強引な勧誘には注意し、必要がなければはっきりと断りましょう。
- 薬を使わない場合は、早い時期に解約を申し出ましょう。
- 配置薬の販売者には、薬事法で身分証明書の携帯が義務付けられています。後日連絡が必要となる場合もあるので、事業者名、担当者名、連絡先などをメモに残しておきましょう。

問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111



困ったら、
まず 消費生活
センターへ

みんなではむすぽの事業に参加しよう！

定員	参加費	内容など
25人	会員 700 円、ビジター 1,000 円/回	どなたでも楽しく、有酸素運動ができるアクアビクスと、初心者から経験者までのスイミングワンポイントレッスン！
25人	会員 500 円、ビジター 1,000 円/回	走るためのストレッチ・エクササイズ・フォームなどを指導します。青梅マラソンで 10 キロ完走にチャレンジします。
30人	会員（18 歳以上）500 円・（高校生）300 円・（中学生以下）200 円、ビジター（高校生以上）800 円・（中学生以下）500 円/回	座って行う弓道です。足に障害のある方や、車椅子の方も参加できます。
20人	会員（高校生以上）500 円・（中学生以下）100 円、ビジター（高校生以上）800 円・（中学生以下）200 円/回	書道に興味のある方、書き方・毛筆を楽しく学びませんか。書道具は各自で持参してください。
40人	会員（18 歳以上）300 円・（高校生）200 円・（中学生以下）100 円、ビジター（高校生以上）600 円・（中学生以下）300 円/回	ソフトテニスを通して週一回は体を動かそう！基本から指導します。15 歳以上の方にはコートを開放します。
30人	会員 300 円、ビジター 600 円/回	無理なく、適度な運動ができます。みんなで楽しく、かんたんリズム運動とストレッチを行います。
40人	会員（18 歳以上）500 円・（高校生）400 円・（中学生）300 円・（小学生）200 円、ビジター（18 歳以上）1,000 円・（高校生）600 円・（中学生）500 円・（小学生）400 円/回	楽しむためのバドミントン！希望者には試合が楽しめるまで指導します。いろいろな方と練習（試合）が楽しめます。ラケットは持参してください。シャトルは準備します。
40人	会員 300 円、ビジター 500 円/回	仕事帰りにヨガを！ヨガは、呼吸と動きを強化し、代謝が上がりボディメイク効果が得られます。バスタオルとハンドタオルを持参してください。
15人	会員 700 円、ビジター 1,500 円/回	産後ママの体を引き締めます。別途、アルファビクス用バンド（1,500 円）を購入する必要があります。
なし	会員（高校生以上）300 円・（中学生以下）無料、ビジター（高校生以上）600 円・（中学生以下）100 円/回	卓球、インディアカ、ミニテニス、ビーチボールバレーなど、いろいろなスポーツが楽しめます。親子で一緒にできるプログラムです。家族で参加してください。
25人	会員 500 円、ビジター 700 円/回	初心者向けのエアロビクス。音楽に合わせて、無理なく楽しく体を動かしましょう。室内用運動靴を持参してください。
35人	会員 700 円、ビジター 1,000 円/回	泳げない方も大歓迎！水泳は一生のスポーツです。やってみようかなと思った時が始めるチャンス。あなたも今日からヘルシーライフ！

問合せ はむすぽ連絡事務所 ☎ 519-5712

（受付時間：火曜日午後 1 時～4 時、木曜日午前 9 時 30 分～午後 1 時、日曜日午前 10 時～正午）

あけましておめでとう
ございます！

あけおめ～！

今年も、しっかり分別きっちり資源へ！
＜今年もごみを減らすぞ！の巻＞

お正月は、人が
たくさん集まっ
て、ごみが多く
出るけど...

そんなときこそ、
ごみを出さない
努力をしようね！



出
て
し
ま
っ
た
ご
み
は、
し
っ
か
り
分
別
し
て、
減
量
し
よ
う
ね

ご
協
力
を
よ
ろ
し
く
お
願
い
し
ま
す！

羽村市中小企業振興資金・小口零細企業事業資金融資制度の要件緩和

中小企業向け緊急経済対策として、資金調達・資金繰りを応援するため、資金融資制度の要件を緩和しました。

① 運転資金・設備資金について限度額の範囲内で、再融資が可能に

これまでは、返済が完了するまで、再度この制度を利用することができませんでしたが、限度額の範囲内であれば追加の融資が可能となりました。

② 資金を市外での事業資金に使用することが可能に

これまでは、融資を受けた資金は市内事業所での事業資金に限っていましたが、青梅市・昭島市・福生市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町区域内の事業資金にあてることが可能となりました。

問合せ 産業活性化推進室商工業振興係

はむら総合型スポーツクラブ はむすぽ事業日程

No	プログラム	実施予定日	曜日・時間	会場	対象
1	アクア&スイム	1月14日・21日・28日、2月4日・18日・25日、3月4日・11日・18日	毎週水曜日 午後3時～5時	スイミングセンター	16歳以上
2	青梅マラソンを走ってみよう！	1月25日、2月8日	第4日曜日ほか 午前10時～11時30分	富士見公園 ほか	16歳以上
3	四半的（ミニ弓道）	1月7日・14日・21日・28日、2月4日・18日・25日、3月4日・11日・18日・25日	毎週水曜日 午後7時～9時	スポーツセンター	小学校4年生以上
4	書道教室	1月7日・21日、2月4日・18日、3月4日・18日	第1・3水曜日 午後3時～5時	スポーツセンター	小学生以上
5	ソフトテニス	1月17日ほか	不定期 午前9時～正午 ほか	スポーツセンター、富士見公園ほか	小学生以上
6	はつらつ体操（50歳以上）	1月15日・22日・29日、2月5日・12日・19日・26日、3月5日・12日	毎週木曜日 午前10時～11時	スポーツセンター	50歳以上
7	バドミントン	1月9日・16日・23日・30日、2月6日・13日・20日・27日、3月6日・13日	毎週金曜日 午後7時～9時30分	スポーツセンター	小学生以上
8	パワーヨーガ	1月9日・16日・23日・30日、2月6日・13日・20日・27日、3月6日・13日・20日・27日	毎週金曜日 午後8時45分～9時45分	スポーツセンター	16歳以上
9	ベビーマッサージ&ママビクス	1月16日、2月6日・20日、3月6日・20日	第1・3金曜日 午前10時～11時30分	スポーツセンター	母親と6か月以内の乳児
10	みんなで遊ぼう（レクリエーションスポーツ）	1月7日・14日・21日・28日、2月4日・18日・25日、3月4日・11日・18日・25日	毎週水曜日 午後7時～9時	スポーツセンター	小学生以上
11	レッツ・エンジョイエアロ	1月11日・18日・25日、2月1日・8日・15日・22日、3月1日・8日・15日・22日	毎週日曜日 午前10時～11時	都立羽村特別支援学校体育館	16歳以上
12	夜のスイミング教室「夜スイ」	1月8日・15日・22日・29日、2月5日・12日・19日・26日、3月5日・12日・19日・26日	毎週木曜日 午後7時～9時	スイミングセンター	16歳以上

※実施予定日は、1～3月の予定です。変更となる場合があります。詳しくは、はむすぽホームページをご覧ください。
※定員は先着順です。直接会場へお越しください。

税制改正による平成21年度住民税

公的年金からの住民税の天引き（特別徴収）が始まります

65歳以上で公的年金などを受給している方は、すでに、所得税・介護保険料・国民健康保険税・長寿医療保険料が、公的年金から天引きされていますが、平成21年10月から、住民税（市県民税・都民税）についても年金からの特別徴収を開始します。

対象となる年金

■ 社会保険庁・国家公務員共済組合連合会・地方公務員共済組合などから支払われる年金

※ 遺族年金・障害年金は、対象となりません。

対象

■ 65歳以上で、老齢基礎年金などが18万円以上の方

■ 介護保険料が特別徴収されている方

特別徴収される税額

■ 公的年金などに係る住民税のみ

※ 年金支払額から所得税・介護保険料・国民健康保険税・長寿医療保険料を天引きした後の金額が、住民税額より小さい場合は、特別徴収となりません。

普通徴収（納付書など）で納付していただきます。

※ 年金以外の所得（不動産・給与など）に係る住民税は、公的年金などからは特別徴収できません。

※ 公的年金などに係る住民税額を給与からの特別徴収に合算することはできません。

※ 公的年金などから特別徴収する住民税は、口座振替を選択することはできません。

徴収方法と特別徴収の時期・税額

徴収方法	自分で納付（普通徴収）		年金から特別徴収			年金から仮徴収		
年 度	平成 21 年度上半期		平成 21 年度下半期			平成 22 年度上半期		
年金支給月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	4 月	6 月	8 月
税 額	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6	前年の下半期分の額の 1/3	前年の下半期分の額の 1/3	前年の下半期分の額の 1/3

従来どおりの納付方法

特別徴収開始

平成 22 年度の住民税は、4 月から天引き開始（4・6・8 月は前年度税額を基に仮徴収）

個人住民税の寄附金控除が変わります

寄附金控除は、昨年度まで所得金額から一定金額を差し引く所得控除方式でしたが、平成21年度から、算出された住民税額から一定金額を差し引く税額控除方式に変わります。

控除対象となる寄附金額についても10万円以上から50000円以上に引き下げられます。

※ 所得税における寄附金控除は変更ありません。

対象となる寄附金 平成20年1月1日から12月31日までに次のいずれかの団体に対して行った寄付

① 都道府県・市区町村

② 都道府県共同募金会

③ 日本赤十字支部

手続き

① 所得税と住民税の両方で寄附金控除を受けるためには、3月16日(月)までに税務署に確定申告をしていた必要があります。

② 住民税のみで寄附金控除を受ける場合には、3月16日(月)までに市に市民税・都民税の申告をする必要が

寄附金控除の控除額

① 基本控除

【寄付金の合計額（総所得金額などの30%を上限）－5,000円】×10%

② 特例控除

都道府県・市区町村の寄付金は、①の基本控除に加えて、次の式で算出される特例控除額が加算されます。

※ 所得割額の10%を上限とします。

（都道府県・市区町村に対する寄付金－5,000円）×（90%－所得税の限界税率（その人に課される所得税のもっとも大きな税率））

※ ①・②ともに算出した控除額を都道府県民税（2/5）・市町村民税（3/5）に振り分け、実際の税額を算出します。

ります。
※ いずれも寄付先から発行された領収書が必要です。